

「微小粒子状物質健康影響評価検討会」開催要綱（案）

1. 開催趣旨

浮遊粒子状物質の中でも特に健康影響が懸念される微小粒子状物質（PM2.5）については、環境省において、現在、国内における微小粒子状物質の健康影響に関する各種調査研究や諸外国の科学的知見の集積に鋭意努めているところである。

また、欧米において微小粒子状物質の環境目標値を設定する動きがあり、WHO（世界保健機関）は微小粒子状物質の環境目標値に関するガイドラインを昨年設定したところである。

環境省では、これらの科学的知見や情報等を踏まえ、大気環境保全対策の検討に必要な基礎資料を得ることを目的に、学識経験者等からなる微小粒子状物質健康影響評価検討会を水・大気環境局にて開催し、微小粒子状物質に係る健康影響に関する評価について検討することとする。

2. 運営方針

（1）構成及び運営

- ・検討会は、曝露、毒性学及び疫学に関する学識経験者及び有識者を委員として構成する（資料1-2参照）。
- ・検討会には座長をおき、座長は委員の互選により定める。座長は会議の議事運営にあたることとする。座長が検討会に出席できない場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- ・検討会では、微小粒子状物質に係る健康影響に関連する各種調査研究結果等の共有、微小粒子状物質に係る健康影響評価の方針に関する検討及び健康影響評価に関する議論を行う。
- ・検討会での円滑な議論に資するため、検討会のもとに曝露、毒性学及び疫学の各分野毎に作業部会（ワーキンググループ）を設け、該当分野別に実務的な検討作業を行う。

（2）議事等の公開

- ・検討会の議事及び配付資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより公正かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼすおそれのある場合又は特定のものに不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある場合は、座長は、その理由を明らかにした上で検討会の議事又は配付資料を非公開とすることができる。
- ・公開した検討会の議事録及び議事要旨は、検討会終了後に作成し、公開する。
- ・なお、作業部会（ワーキンググループ）については、各分野における実務的な検討作業を進める過程において、当該分野に係る知見及び文献等に対する科学的見地からの有識者（ワーキンググループ委員）の自由な議論を妨げるおそれがあること、意志決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、議事及び配付資料は非公開とする。

(3) その他

- ・上記に規定するもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定めることができるものとする。

3. 検討事項

国内外の微小粒子状物質に関する科学的知見を踏まえ、以下の事項を検討する。

- 粒子状物質に関する特性
- 微小粒子状物質の曝露評価
- 微小粒子状物質の生体内沈着・体内動態
- 微小粒子状物質の毒性学研究に関する健康影響
- 微小粒子状物質の疫学研究に関する健康影響
- 微小粒子状物質に関する健康影響評価

4. スケジュール

平成19年5月の第1回開催後、上記3. の検討事項について数回にわたって審議・検討を行った後、微小粒子状物質の健康影響評価に関する検討結果をとりまとめる。